

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

2008
No.520 12

主な内容 [目次]

p.3 ■トピックス

中小企業団体全国大会開催

p.4 ■特集

動いています地域力連携拠点事業

p.6 ■視点

コンサルタントの目：中小企業底上げ戦略

p.8 ■組合Q&A

組合員の加入と脱退

p.10 ■施策

国等からの受注機会の増大、官公需発注情報

p.13 ■ご案内

中央会の共済制度 ～ご加入のおすすめ～

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

原材料価格高騰対応等緊急保証制度

観光圏整備事業の補助地域決定

観光庁では、観光立国の実現に向けて、国際競争力のある魅力ある観光地の形成を促進するため、観光圏整備事業の補助地域をこのほど全国の16地域を指定した。千葉県では「南房総地域観光圏」が認定された。この地域は館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町で、「連泊滞在型の地域を目指す」もの。

観光立国ちば推進基本計画決定

千葉県は、観光立国の推進に關する基本方針や施策、実施するプロジェクトを総合的にまとめた基本計画をこのほどまとめた。「住む人も、訪れる人も和み、元気になれる」花と海の故郷「ちば」を基本コンセプトに平成24年の観光入込客数を1億6000万人にするという（現在1億3426万人）。

商工中金会

千葉商工中金会（会長 坂戸誠 一 千葉鉄工業団地（協）理事長）は10月21日千葉市内のホテルにお

いて商工中金の民営化に伴う株式会社移行記念式典を開催。

松戸商工中金会（会長 安藤晴朗（株）アンテックス代表取締役社長）も11月25日柏市内のホテルにおいて同じく式典を開催した。

下請取引適正化推進講習会

中小企業庁は11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、全国58会場において、当該都道府県内の主要な親事業者の下請取引担当者を対象に、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法」の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を行なった。千葉県では11月12日、千葉市内で開催された。

中小企業団体全国大会開催

全国中小企業団体中央会と宮城県中小企業団体中央会は11月20日、仙台サンプラザホールにおいて第60回全国大会を開催した。大会は関係大臣や政党代表、宮城県知事、仙台市長等を来賓に迎え「連携、拠点、政策発信」を躍動する中小企業」をキャッチフレーズに全国から約2000名の中小

企業団体の代表者が参加した。

議事において、I「資源高時代への対応、中小企業と組合の活性化」のテーマで①即効性ある景気対策、原油・原材料価格高騰対策の確実な実施②中小企業対策の拡充・強化③組合等連携組織対策・中央会支援体制の強化、組合制度のさらなる活用等。II「公正な競争環境の整備」では①下請取引適正化のさらなる推進②不当販売等への迅速かつ実効性ある対処③中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大実現。III「持続的発展を図るための経営力の向上」では

①中小企業のIT活用支援の強化・拡充②中小企業金融機能の維持、制度のさらなる拡充等③事業承継税制の確実な実施など中小企業の活性化に向けた税制支援の拡充④中小企業に配慮した労働・教育・社会保障政策の推進⑤商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充⑥中小流通業・サービス業振興対策の強化⑦持続的発展を可能とする環境・エネルギー・事業継続対策の拡充が採決された。

また、全国中小企業青年中央会藤井裕久会長が大会宣言をし、本会の坂戸誠一会長が次期開催地会長挨拶

を行ない大会は盛装裏に終了した。

なお、千葉県からは次のものが表彰された。

【優良組合】

▼千葉市廃棄物リサイクル事業（協）（理事長 飯田俊夫）

【組合功労者】

▼今関義彦（茂原卸商業団地（協）理事長）

【中央会優秀専従者】

▼河野弘樹（連携支援部主幹）▼橋本健一（指導相談室主幹）

新連携推進県大会

本会は千葉県異業種交流融合化協議会等と共に、11月26日千葉市内のホテルにおいて、中小企業新連携推進県大会が開かれた。

これは、経営革新支援制度や農工商連携支援事業などの中小企業支援施策の普及、さらに中小企業が活路開拓や事業連携等を探る出会いの場として活用する狙いで開催。大会は政策研究大学院大学の橋本久義教授による「アジア諸国の強み日本の底力」基調講演の後、経営革新と農工商連携に分かれた分科会形式のパネルディスカッション、異業種交流融合化活動の

発表、レディース中央会の活動発表、コスモライフ（株）のプレゼンテーション、地域力連携拠点事業のPR等が行なわれた。その後、全体交流会があった。

当日は会場内に、異業種交流融合化活動等のPR関連の展示コーナーでは施策や企業広報などの資料を配布し、また、地域力連携拠点事業応援コーディネーターが個別企業の相談に応じるなど、多くの中小企業者でにぎわった。

県へ小規模事業経営支援等の要望

本会は、11月28日、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会とともに、堂本暁子千葉県知事に対して「小規模事業経営支援事業予算並びに中小企業連携組織対策事業予算の十分かつ安定的な確保」を要望した。

また、これに先立って同3団体に千葉県商店街振興組合連合会と千葉県商店街連合会を加えた5団体は、県内選出の衆参両院議員に対し、先の要望に加え、まちづくり推進と地域経済の活性化支援、地域間格差の是正とインフラ整備等の要望書を提出した。

動いています 地域力連携拠点事業

中央会が連携拠点

本会は関東経済産業局の委託を受けて5月30日から「地域力連携拠点事業」をスタートさせた。

この事業は、日本の強みである「つながり力」を更に強化し、小規模企業等の経営力の向上や事業承継等、中小企業が直面する課題に対してワンストップできめ細かな支援を行うための連携拠点を全国で316箇所設置。さらに2000を超える支援機関が拠点とパートナーを組んで地域の中小企業等をサポートするものです。

応援コーディネーター

応援コーディネーターは、他の中小企業支援機関等とのつながりを活かして、悩みを抱える中小企業や新しいことを始めた

い中小企業等を積極的に見つけ出し、経営上の課題の正確・迅速な把握や課題解決に向けた戦略の立案を支援しております。

さらに、小規模企業の様々な課題に応じて、その具体的な解決策をきめ細かにかつ徹底的に支援しております。

連携拠点事業の主な内容

事業の内容は、7名の優秀な支援者を応援コーディネーターとして本会（地域力連携拠点）に配し、中小企業が直面する課題に対して、きめ細かな支援を行うもので、事業の主なものは次のとおりです。

相談事業

応援コーディネーターが小規模企業等を訪問し、企業が抱える経営課題の解決に向け指導を行うほか、拠点に相談窓口を設置し、応援コーディネーターが小規模企業

等からの相談に応じ、経営課題を把握し、経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継等の課題に応じた支援に繋がります。

専門家派遣事業

経営力の向上及び創業・再チャレンジを目指す小規模企業等に経営企画、情報化、マーケティング等の専門家を派遣し、当該小規模企業等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行います。

情報提供事業

経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等の課題について、地域内の小規模企業等に対し本事業の広報や関連する情報の提供を行います。

また、セミナー等（講習会、研修、研究会等）の開催、本会の広報誌やHPを通じて、小規模企業等の課題解決に有益な情報等の普及を行うとともに、小規模企業等を支援する地域の機関等に対して

も本事業に関する情報提供や知識・ノウハウの共有につながる活動を行います。

連携拠点事業の主なテーマ

【経営革新】

市場や競争環境が激しく変動する時代においては、現状の延長線上での改善だけでは変化に対応しきれず、業績を悪化させることになりかねません、不断の経営革新を実行することが大切です。

小規模企業等では、経理や業務プロセスは感覚で実施している場合が多いので、きちんと計画を立てることにより自社を素直に見られるようになります。

小規模企業等では、計画を数字や文章で表すことが苦手な場合が少なくありませんが、応援コーディネーターの支援により、新事業展開に向けた計画策定、実施、検証を支援します。

【IT活用】

すでに大企業を中心に多くの企業で経営にITが導入されていますが、小規模企業でもIT活用による経営革新が有効です。

応援コーディネーターの支援によりITの有効性を享受し、ITを活用した経営管理の計画策定から支援いたします。

【知財活用】

「知的財産経営」というと、小規模企業等の多くは自らには無関係であると思いがちですが、将来に向けた次のチャレンジのためには必要なのです。応援コーディネーターの支援により、小規模企業の埋もれた知的財産を掘り起こし、文書化することで次のような効果が期待されます。

自社の強みや弱みをじっくり再評価することで、活かすべき知的財産が明らかになり、経営力の強化につなげることができます。また、社長の思いを社員に知ってほしい場合の内部マネジメントツールとしても有効ですし、外部のステークホルダーへのアピールにも役立ちます。

【地域資源活用・農商工連携】

小規模企業等の限界は自社が持

つ強みに広がりを持たせられない

ことであり、それは個々の地域資源の課題にも共通します。地域資源の活用のビジネスモデルは、中小企業同士のマッチングであり、小さな地域資源の組み合わせによる大きな魅力の構築です。

また、地域経済の主要な担い手である農林漁業の活性化は地方再生に大きな影響力があります。農林漁業は、進む高齢化など厳しい状況にある一方、海外輸出や地域ブランドの立ち上げで成功している事例もあり、成長ポテンシャルを持つ産業です。この可能性を引き出すためにも農商工者がお互いの経営資源を活用することで、ビジネスチャンスの拡大や新事業の展開などが期待されます。このような中小企業者同士のマッチングや農商工業者の仲介役を応援コーディネーターの支援により実現します。

【創業・再チャレンジ】

創業セミナーの開催から、事業計画の策定支援、事業が軌道に乗れば成長に向けた基盤づくりができるようなフォローアップを行なう等、創業者の成功につながるように、応援コーディネーターが支

援します。

また、事業転換や廃業経験者の再起業の支援も行います。

現在の支援状況

経営力の向上支援については、

「経営革新計画」の申請書類の作成支援や「農商工連携構築」の支援を行った。また、創業・再チャレンジについては、千葉市と柏市で「創業セミナー」を開催した。

なお、10月末現在で本会が支援した経営革新事業は11件、創業事業は1件となっている。

支援パートナーの広がり

本事業は、資金面などについては金融機関、技術面については公設研究所や大学等がパートナーとして連携しております。さらに知的所有権や商店街、貿易関係のパートナーとも連携してさまざまな相談に対応しております。

また、本会に配置されている応援コーディネーターは担当する中小企業に対し、より密着した支援を行なっておりますので大きな成果が期待されます。

◎中小企業経営の事業相談、お問い合わせにつきましては

本会連携支援部経営支援グループ
はじめ、次の支援パートナーへ
Tel 043・306・3282

支援パートナー

- 商工中金千葉支店
Tel 043・248・2345
- 商工中金松戸支店
Tel 047・365・4111
- 千葉県産業支援技術研究所加
曾利庁舎（食品、バイオ、化学環境）
Tel 043・231・4325
- 千葉県産業支援技術研究所天
台庁舎（情報、機械、素材、金属）
Tel 043・252・2101
- 千葉県農林総合研究センター
Tel 043・291・0151
- 千葉商科大学
Tel 047・372・4111
- (社)発明協会千葉支部
Tel 043・290・7071
- 千葉県知的所有権センター
Tel 043・207・8382
- 千葉県商店街振興組合連合会
Tel 043・306・3284
- 千葉県貿易協同組合
Tel 043・298・3951

「インサラン」の目

「中小企業底上げ戦略」

その狙いと展開

「中小企業底上げ戦略」又の名を「中小企業生産力向上プロジェクト」と言う。今後のわが国の経済成長を下支えする基盤（人材能力、就業機会、中小企業）の強化・再構築を目的とした「成長力底上げ戦略」の一環であり、現在政府が最も注力している政策の一つである。平成十九年二月経済財政諮問会議において報告・了承され、その後の閣議決定を経て実行に移されつつある。

政府の施策という点、現実と遊離した机上の空論のように思われがちであるが、この施策については着実に産業界への浸透が図られており、遠からず末端下請中小企業への影響が出てくると思われるので筆者なりの解説をおきたい。

本格的グローバル経済の到来

サブプライム・ローンに端を発した世界的レベルでの金融再編成は決

して製品市場と無縁ではない。余裕を失った金融機関による世界レベルでの企業選別が待っているからである。銀行や生保業界と同様、諸製品の業界においても世界レベルでのM&Aが展開されるであろうことは想像に難くない。飽和した国内市場からはもはや利益を生み出すことが出来ず、世界市場を標的にした国際競争の場で勝ち抜いていかなければならないとなっているからである。現に「近年における日本経済の景気回復は、大企業に先導された輸出と海外現地生産に支えられてきた」と言っても過言ではない。その「勝利の方程式」が日本企業の特徴である下請構造にあることは、もはや万民の認めるところとなっている。即ち、工作機械等の機械装置と部品を海外の現地法人に輸出し、現地の豊富な労働力を使って高品質・低コストの製品を海外市場に向けて生産・販売するビジネス・モデルであり、そうした機械

装置や部品生産の担い手が国内の下請中小企業である。つまり「日本企業の国際競争力は、こうした大企業と中小企業との絶妙な協働によって生み出されてきた」と言つてよい。この図式は、健全な下請中小企業の存在があつて初めて意義を持つのであるが、実は「下請企業の献身的な犠牲の上に築かれてきたのではないか」との懸念が部品や素材産業における客観的な調査により裏付けられてきた。そして、もし日本企業がそのまま国際競争激化の波に晒されたとき、「勝利の方程式」の妥当性が突然失われるのではないか？つまり「部品や素材産業における中小企業の体力が疲弊して、大企業である親企業の要請についていけなくなったとき、次々と廃業に追い込まれ、それと共に日本製品の競争力も失われてしまふのではないか？」との危機感が急速につのつてきたのである。

「日本経済は中小企業が支えている」

昔からい古されてきた言葉である。日本における企業数の九十九パーセント、従業員数の七十パーセント近くを占めるという統計数値により説明が為されているが、実はもっと重要な意味がある。部品や素材材に代表される、主として人に体化された「ものづくりのノウハウ」が、勝利の方程式の波及によって大企業から中小企業に移つてしまつていくという実態である。国際的な市場競争の中で日本製品の優れた品質の基盤が、部品や素材材におけるものづくりのノウハウであり、そこそが日本製品を差別（差異）化する唯一の要素であることが浮き彫りにされてきたからである。ところがその基盤が失われつつあることに危機感を募らせ、政府としても重い腰を上げざるを得なくなつたのである。

下請疲弊の原因は 取引慣行にあり

最近（平成十七年度）における生産企業の規模別売上高経常利益率をみると、資本金十億円以上の大企業では平均五パーセント、一億円未満が二パーセント、一千万円未満は〇・七パーセントである。即ち規模が小さくなるにつれて利益率が少なくなっており、しかも大企業の利益率が年々増加する中において、規模別の格差も拡大する傾向にある。そのことは「本来平等であるべき一連の下請構造による協働の成果物が、発注元である大企業に厚く、受注側である下請中小企業に薄くなっており、末端の下請企業にまで成果が伝播されていない」とを示している。そして二パーセント未満の利益率では、ものづくり基盤を支える研究開発や設備投資を行うことは難しいと見做されるのである。こうした利益率の格差が何故生じたかと言えば、「経営力の差」といった固有の要素もあるかもしれないが、「親企業と下請企業との不平等な取引慣行という客観的な環境条件によるところが大きいのではないか」との仮説が持たれた。そこ

で平成十九年十二月から二十年三月にかけて、素形材、自動車部品、産業機械等の関係団体における会員企業を対象にアンケートとヒアリングによる詳細な取引慣行調査を

協働的下請構造による「勝利の方程式」

	大企業	下請中小企業
機能分担	製品組立、販売	部品・素形材生産
基盤技術	ビジネス・モデルの構築	ものづくりのノウハウ
課題	資金調達力の強化 販売力の向上	技術開発力の強化 生産性の向上

行った結果、数々の注目すべき事実が明らかになってきたのである。一例を示すと、「下請企業の貴重なノウハウである金型図面が親企業を通じて無償で現地法人の手に渡っていた。」「モデル・チェンジによって増加する铸型や金型・補用部品の保管を無償で下請企業にさせていた。」「補給品を量産品と同じ単価で供給

させていた。」「一方で軽量化を求めながら、従量単価を適用していた。」「J-IT生産に伴う運送費の増加を無償で下請企業に負担させていた。」等々、数え上げればきりが無い程である。その他、「季節協力金等の名目で一律に下請代金の減額が行われていた」など明らかな下請虐めと見做される取引慣行も指摘されたのである。

下請取引適正化の施策

そこで政府の採った施策は、「下請取引の適正化」である。法的な根拠については従来の「独占禁止法」ならびにその特別法としての「下請代金支払遅延防止法」があり、従来も公正取引委員会や中小企業庁によって抜き打ち調査による違反の摘発、違反企業に対する警告や改善勧告を行ってきたものの、具体的な取引慣行を取り上げ、それについて見解を示すことまでは行ってこなかった。それでは取引慣行そのものを改めることは出来ないとの判断から、各業界団体を巻き込んで、それぞれの業界特有の具体的取引慣行についてのガイドラインを策定することにしたのである。現在そうしたガイドラインが十業種について作

成されており、そこには、前述した調査結果を踏まえて、「現状と問題点」「現在行われている改善事例（ベストプラクティス）」「考えうる望ましい取引」が具体的に盛り込まれている。このガイドラインの普及を図ることで取引慣行の是正を図っていくことの狙いである。

まずは親企業との話し合いと 発注書面の作成から

それでは、各企業はこのガイドラインをどのように利用すればよいのだろうか。親企業、下請企業どちらからでもよい、まずは業界団体としてガイドラインが示されたことを契機に、自分達の具体的な取引のあり方について両者で十分な協議を行うことである。その際、「片方の犠牲による利益の調整」ではなく、「中長期的視点から双方に利益をもたらす取引慣行を創出する」ことが望ましい。そして協議した結果を必ず発注書面に記載して残すことである。発注書面の交付が法令で義務付けられており、その実施を担保するためにも必要だからである。

（中小企業診断士 新井将平）

組合員の加入と脱退

中小企業等協同組合法第5条の基準及び原則には、協同組合は組合員の相互扶助を目的とする。の次に「組合員が任意に加入し、又は脱退することができる」と明記されている。以下これについて述べる。

加入

■ 加入の意義

組合への加入とは、組合設立の場合に、組合員資格を有する者が組合員となることをいうのではなく、組合成立後において、組合員資格を有する者が組合員となることをいう。

加入は、組合と組合に加入しようとする者との間で結ばれる契約であり、加入しようとする者の加入の意思表示（申込み）とこれに対する組合の承諾によつて成立するものである。

■ 加入の自由

組合員資格を有する者が組合に任意に加入し、組合員が任意に脱退することができるとする「加入・脱退の自由」は、組合法の基

本原則とされている。すなわち協同組合においては、相互扶助の精神を基調とする人的結合体である結果として、来る者は拒まず、去る者は追わずの門戸開放・機会均等の趣旨がとられている。したがって、組合員資格を有する者の加入は、その者に加入の意思がある限り、原則として組合はこれを拒み得ないし、また加入の意思がないのに強制的に加入させられることもない。

しかし、協同組合が相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う一つの事業体である以上、その事業を円滑に実施し、これを効果的に遂行していくためには、組合の趣旨に賛同し、組合運営に積極的に協力・参画し、組合事業を熱心にバックアップしてくれる人々を構成員とする必要がある。同士相寄り、同気相求めるところにこそ、組合は成立するのである。したがって、加入にあたっては、組合の運営を考え「正当な理由」のある場合に限り加入を拒否することが許されるものと考えられている。

■ 加入の手続き

加入は、組合と組合員資格を有

する者との間で結ばれる契約であるから、加入しようとする加入の申し込みと、これに対する組合の承諾を必要とする。

▼ 申し込み

加入の申し込みには、「加入申込書」を組合に提出させることにより行う。原始加入の場合はそれだけでよいが、譲渡加入の場合には、あらかじめ譲渡組合員から「持分譲渡承認願」も提出させることになる。さらに、相続加入の場合には、死亡した組合員の持分を相続した旨を「相続による加入申込書」に記載のうえ申し込みことになる。

▼ 承諾

組合の与える加入の承諾は、理事会の議決をもつてたり（協業組合の場合は総会の特別議決による承諾が必要）。

なお、原始加入の場合、加入申込者は出資金等の払込みを完了したときに組合員としての地位を取得する。

脱退

■ 脱退の意義

脱退とは、組合の存続中に特定

とをいう。組合は組合員の人的結合体であるが、組合の構成員として不資格になったり、組合に留まらざることを欲しないようになれば、法律の規定により当然に、あるいはその組合員の意思表示によつて組合を脱退することができる。

■ 自由脱退

自由脱退とは、組合員が相互扶助の精神を失い、あるいは、共同して事業を行う必要性がなくなり、組合との契約を解除すること、組合員の一方的な意思表示のみによつて脱退することができる。組合の承諾を必要としない。脱退の時期は、事業年度の終わりである。脱退の時期を年度末としたのは、随時脱退を認めると、脱退に伴う持分の払戻しによつて組合財産が減少し、その年度における組合の事業計画の遂行に支障を来し、また共同施設の処分等を余儀なくされ、ひいては他の組合員にはもちろん、第三者の保護にも欠けることになるからである。

▼ 自由脱退の予告義務

組合員が脱退しようとするときには、その旨を組合に予告しなければならぬ。その予告すべき期限は事業年度末日の90日前まで

である。(この予告期間は短縮できないが、定款で1年以内を限度として延長することはできない。)したがって、この期間後に予告した組合員は、次の事業年度末日でなければ脱退することができない。

組合員は、脱退の予告をしても、事業年度終了日までは、組合員たる地位を失っていないから、組合はその組合員に対してはその年度内に開かれる総会については、総会招集の通知を発し、また、共同事業を利用させる等、他の組合員と同じように扱うことが必要であり、また、その組合員は他の組合員と同様に議決権を行使し、経費を負担する等の権利を有し、義務も負う。

■法定脱退

組合員の意思のいかんにかかわらず、法定された次の4つの事由に該当するに至ったときは、組合員は直ちに組合員たる資格を失い、組合から脱退することになる。したがって、その事実の発生した時点において組合員は当然脱退するのであって、自由脱退のように事業年度末に脱退すると相違している。

(1) 組合員資格の喪失

組合は、組合員としての資格を持つている者のみに加入を認めている団体であるため、組合員が法律又は定款で定められた資格要件を失ったときは、当然組合を脱退することになる。したがって、組合員は、常に一定の資格要件を満たす者でなければならぬ。資格要件は、大別すると次の3つのものがある。

① 中小企業者であること
② 資格事業者であること
③ 組合の地区内の者であること。

(2) 死亡または解散

自然人たる組合員が死亡したときは組合員不在となるので、当然に脱退する。脱退の効力が発生するのは死亡した日であり、組合において処理した日ではない。なお、民法上のいわゆる失踪宣言を受けた者も、法定脱退となる。

組合員が法人である場合には、その解散(破産による解散を含む)が脱退の事由となり、当然に脱退する。

(3) 除名

除名とは、組合員の意思いかんにかかわらず、組合において一方的に組合契約を解除し、その組合員たる地位を剥奪することである。

もし組合員が組合員としての義務を果たさず、あるいは組合員が組合の存立に重要な影響を与える行為を行なったときは、組合はこれらの組合員を除名することができ。したがって、除名はその組合員にとっては極めて重要な問題であるし、また、一部の者の専制のために利用されることを防止するため、次のような除名原因、手続きを定めている。すなわち、① 長期間にわたって組合の施設(事業)を利用しないこと

② 出資の払込みや賦課金等経費の支払をしないなど、組合に対する義務を怠ったこと
③ 企業組合で、総会の承認を得ないで、組合の行なう事業の部に属する事業を行なったこと、④ 協業組合で、総会の承認を得ないで、組合の部に属する事業を行い、または組合の事業の部に属する事業を行う法人の役員となったこと
⑤ その他定款で定める事由に該当する組合員を除名することができ。

定款で定める事由とは、例えば、組合の存立に重要な影響を与えるような場合、すなわち、組合事業の不正利用、組合運営の妨害、

犯罪その他組合の信用を失墜させる行為など具体的に掲げることが必要である。

除名は、総会において、特別議決により決定しなければならない。しかも、組合は事前に(総会の会日の10日前までに)除名しようとする組合員に対して除名理由及び総会において弁明すべき旨を通知することが必要である。この手続を怠ると決議取消の訴えの原因となり、理事には罰則が適用される。

除名による脱退は、除名事由の発生によって生じるのではなく、総会の議決があったときに脱退することになる。しかし、除名の効力はそれによって生じるが除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

(4) 公正取引委員会の排除審決

組合員は小規模な事業者でなければならぬが、小規模であるか否かの判断は、公正取引委員会の審決を待たなければならない。

◎詳細は本会指導相談室

TEL 043-306-3285

松戸支所

TEL 047-368-3992

国等からの受注機会の増大

官公需発注情報〈平成20年度下半期〉

官公庁などからの発注における中小企業者の受注機会を増やすため、「官公需」についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、各種の支援を行っています。

また、官公需の発注に当たっては、官公需法に基づき、「中小企業者に関する国等の契約方針」に沿って、中小企業者の受注機会の増大のために各種の具体的措置が講じられています。さらに、これに関連して以下の事業等を行っています。

官公需契約方針の決定

本誌9月号でご紹介したように、中小企業者の受注機会の増大を図るため、「官公需法」に基づき、毎年度「国等の契約方針」を閣議決定し、公表することになっています。

官公需適格組合の証明

中小企業庁（経済産業局）は、

発注機関において事業協同組合等をより容易に活用できるようにするため、官公需適格組合の証明を行なっています。（平成20年3月末現在の証明組合数860）。

証明は、(a)物品の納入、製造の請負又は役務の提供、(b)工事の請負の別に、各都道府県中央会の事実確認を受けて経済産業局に申請することになります。経済産業局では、①共同事業の協調性・円滑性②官公需の受注に関する熱心度③共同受注体制④経理的基礎等を審査（工事の請負については「官公需適格組合審査諮問委員会」において）し、経済産業局長はその旨の証明を行います。

県内の適格組合は次のとおり。

【物品納入・役務提供関係組合】

- ▽千葉県石油（協）「石油製品」
- ▽松戸市印刷工業（協）「印刷」
- ▽松戸ビル管理業（協）「建物総合管理」
- ▽千葉市書店（協）「書籍・雑誌」
- ▽浦安市書店（協）「書籍・雑誌」

雑誌」

- ▽千葉県台帳測量（協）「測量一般」
- ▽千葉県北総生コンクリート（協）「生コンクリート」
- ▽千葉県測量設計事業（協）「測量・測量用機材等」
- ▽市川市ビル管理事業（協）「建物総合管理」
- ▽千葉県害虫防除（協）「ネズミ、白アリ、衛生害虫等の駆除及び消毒」
- ▽シー・ソフトウェア（協）「ソフトウェア」
- ▽千葉県消防設備（協）「消防設備の保守点検」
- ▽市原市一般廃棄物処理業（協業）「資源ごみの収集運搬」
- ▽袖ヶ浦市測量設計業（協）「測量設計」
- ▽千葉県ビルメンテナンス（協）「建物安全管理」
- ▽千葉県水道管工事（協）「水道機器修理・保守」
- ▽銚子車検センター「12月、24月定期点検整備」
- ▽千葉県水道管整備工事業（協）「水道管の漏水調査、点検、操作」
- ▽柏市廃棄物処理業（協業）「一般、産業廃棄物収集運搬」
- ▽柏市再生資源事業（協業）「再生可能な一般廃棄物の収集、選別及び加工」
- ▽市原市測

- 量設計業（協）「測量、測量用機材等」
- ▽市川市書店（協）「書籍・雑誌」
- ▽銚子管工事（協）「当番業務委託」
- ▽長生郡市管工事（協）「水道管漏水修理、浄水場の清掃」
- ▽千葉県一般廃棄物収集運搬事業（協）「一般廃棄物の収集運搬」
- ▽柏市不動産鑑定（協）「不動産鑑定」
- ▽千葉県造園緑化（協）「公園等樹木剪定委託」
- ▽船橋市有価物回収（協）「有価物回収」
- ▽松戸市環境整備（協業）

【工事請負関係組合】

- ▽浦安建設（協）「土木、建築、とび、土工、舗装、しゅんせつ、水道施設」
- ▽千葉市中央塗装（協）「塗装」
- ▽成田市電設工事業（協）「電気」
- ▽富津転業土木造園（協）「土木、造園」
- ▽千葉県西部電気工事工業（協）「電気」
- ▽千葉県建設防水工事業（協）「防水」

官公需発注情報等の提供

中小企業者が官公需の受注機会をとらえやすくするために、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者の受注機会を増大することが必要と認められる中小企業官公需特定品目に関する発注計画、落札

結果及び競争契約参加資格申請に係る情報の提供を行なっています。(下期の発注情報は下表参照)

官公需問題懇談会の開催

地方の各段階で、中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的な解決策を探るため、各都道府県中央会において地方官公需問題懇談会を開催しています。

モデル発注機関推進会議の実施

全国中小企業団体中央会において、中小企業者の受注の機会の増大に資するため、官公需発注機関における中小企業者に対する発注状況又は官公需共同受注事業に成功した官公需適格組合等における受注体制等について、その実態を調査・分析し、分離・分割発注に係る事例などモデル事例集を作成し、発注機関、適格組合、中小企業者等に普及しています。

◎各種問い合わせ先

関東経済産業局産業部中小企業課

Tel 048・600・0321

本会商業支援グループ

Tel 043・306・3284

官公需発注情報<平成20年度下半期>

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。誌面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表されておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額 (千円)
国等	千葉地方裁判所	事務局会計課 043-222-0165 (代表)	事務記録等の廃棄作業 事務用家具類、木製家具	-
	千葉保護観察所	企画調整課 043-204-7791	印刷、事務用品	-
市町村等	船橋市	契約課 047-436-2111 (代表)	7街区道路築造工事 8-4号線道路築造工事 船橋市光風みどり園温室新築・改修工事 船橋市立船橋特別支援学校フェンス改修工事 船橋市立二和保育園屋根塗装・外壁改修工事	-
	旭市	財政課 0479-62-1212 (代表)	道路舗装工事(舗装L=130m、W=4.0m) 道路改良工事(歩道L=150m) 屋内運動場屋根改修工事 第1分館解体工事	-
	柏市	契約課 04-7167-1111 (代表)	南柏中央第一公園整備工事 柏市立名戸ヶ谷小学校消防用設備改修工事 新宿台線歩道整備工事 (仮称) 柏市総合保健医療福祉施設新築工事 (駐車場等整備工事)	-
	八千代市	契約課 047-483-1151 (代表)	大和田中学校屋内運動場改築(建築)工事 大和田小学校屋内運動場地震補強等工事 大和田西小学校屋内運動場地震補強等工事 大和田南小学校屋内運動場地震補強等工事 勝田台中学校屋内運動場地震補強等工事	-
	我孫子市	管財課 04-7185-1111 (代表)	自転車駐車場一時利用券売機購入 (仮称) 高野山公園整備工事(基盤・施設) 高野山まちづくり防火水槽設置工事 地番図等修正業務委託 下水道施設台帳作成業務委託	-

三井住友海上火災保険の共済制度

■団体自動車保険

- 会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員の皆さまのマイカーも加入できます。
- 保険料を現金でご用意いただく必要はありません。(保険料はご指定の預金口座からの引落となりますので、現金にて保険料をご用意・お支払いいただく手間がかかりません。)
- 会員ならではのメリットは掛金が約5%の割安になります。
- ご加入受付は随時承っております。

■団体傷害保険

- 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「普通傷害保険」に約40%割引の有利なご契約でご加入いただけます。
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いいたします。
- 従業員の福利厚生のお役にたちます。

■労災保険

- 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「労働災害総合保険」に59.5%割引の有利な団体契約でご加入いただけます。

◎三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉中央支社 TEL.043-225-2716

中小企業基盤整備機構の共済制度

■経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。取引先の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済制度です。
- 本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先が倒産し（夜逃げ、内整理等は含まれません）、これに伴い売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）について回収困難となった場合に、共済金貸付が受けられます。
- 共済金の貸付は無利子です。ただし、共済金の貸付を受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 掛金は税法上経費または損金に算入できます。
- 一時貸付金制度も利用できます。

◎独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

千葉県中小企業団体中央会

★ご契約の際には「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

◎ 商業支援グループ 共済担当 TEL.043-306-3284

◎ 松戸支所 TEL.047-368-3992

■ ご案内

中央会の共済制度 ～ご加入のおすすめ～

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済を扱っております。
これらの共済制度は、いざというときの「安心」を提供いたします。

三井生命保険の共済制度

■ 特定退職金共済

- 月々わずかな掛金で従業員の退職金を保証するものです。
- 掛金のご負担は全額事業主負担となりますが、従業員1人あたり月額30,000円まで損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。
- 退職金は退職者の希望により、年金か一時金のどちらかで受け取っていただけます。
- 死亡退職金については、プラスアルファが加算される等、退職金制度として魅力あるものとなっています。
- この制度の退職金・給付金は加入者である従業員に直接支払われます。

■ 個人年金共済

- 役員・従業員の皆様の自助努力による老後資金積立制度です。
- 予算に合わせて自由に掛金を設定できます。
- 中央会が実施する制度なので、有利で安全な資産形成に寄与します。
- 多数の方が加入していますのでスケールメリットが見込まれます。
- 一定の条件を満たせば掛金が所得税法上の個人年金保険料控除の対象となり、お得です。

■ 経営者総合保障共済

- 事業経営の中核を担う役員・幹部社員の皆様のために実施する制度です。
- 安い掛金により、経営者にふさわしい保障を備える事ができます。
- このプランは生命保険と損害保険を1つにした商品なので、あらゆるリスクを幅広く保障します。
- 中央会が実施する制度なので、一般扱いより割安な保険料で加入することができます。
- 後遺障害・事故、病気で入院された場合等に、幅広く豊富な給付金があるプランです。
- 毎月の保険料は全額損金計上（必要経費）に算入できる税法上のメリットがあります。

■ オーナーズプラン

- 経営者の多様なニーズにお応えするために経営者総合保障共済に加え、次のようなプランを取り揃えております。

I型：Aタイプ：保障と積立を分離し、自在性の高い見直しが可能

Bタイプ：一生涯にわたる終身保障の充実

II型：3大成人病になられた時の保障（特定疾病保障型）

III型：保障と資産形成をいっしょに確保（養老型）

IV型：死亡保障を重視し、あわせて退職金を準備するプラン



◎ 三井生命保険株式会社 千葉支社 TEL.043-225-7389
船橋支社 TEL.047-434-9075
柏支社 TEL.04-7164-6457

情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 10月

■パン製造 【県内全域】
県内全ての組合員において「学校給食用米粉パン」の統一された製造技術が確立され、12月より給食への対応が可能となった。

組合員数は前年同月の27名から23名に減少した。

■漬物製造 【県内全域】
金融が逼迫し資金繰りが悪い。組合員の脱退気運が強い。

■味噌製造 【県内全域】
原料の米が入手困難となり、価格が高騰、収益の悪化につながっている。

■めん類製造 【県内全域】
11月の価格改訂交渉は各社の状況によりかなり異なっている。一部で春に実施できなかつたところは積極的に進めているが、大多数は見送りと思われる。

■魚加工製造 【銚子】
金融機関の一部には担保評価の見直し等、貸出基準に厳しさが見られるが全般的には変化なし。

■シャツ製造 【千葉・東京】
売れ筋がみつからない。悪い中

でも小間物は少し動いている。縫製業をやめるところが増えている。

■製材 【県内全域】
依然として低迷の状態が続いている。組合で実施した千葉県優良木材展示即売会の取扱高は前年の68%にとどまり、財務は今後さらに影響を受ける見込み。

■印刷 【県内全域】
売上高についてはほぼ横ばい。10月に鹿児島市で開催された全日本印刷文化展においてフォーラムが行われ、「業態変革実践プラン全印工連2010計画」のキックオフを行った。テーマはワンストップサービス。印刷付帯サービスを取り込んで組合員企業の売上・収益向上をめざす計画である。

■生コン製造 【県内全域】
単月前年比90・8%と減少続く。上半期累計では82・6%と最悪の状況が続いている。全国ベースでも落ち込みは激しいが、千葉県はその中でも著しく落ち込んでいる。

■電気鍍金 【県内全域】
10月に入り景況は相当悪化してきているが、12月の受注はさらに悪化するようだ。不況業種指定の申請を準備中。

■鉄工 【千葉】
一連の金融危機が实体经济へ影響を与えるとの不安が台頭、直近の円高、株安もあつて景況悪化に拍車がかかっている。

■機械部品製造 【野田】
収益状況は依然厳しい状況が続いている。不況による運転資金難の情報が増えてきている。

■採石 【県内全域】
燃料費の高騰にもかかわらず、価格が抑えられているため収益増とはなっていない。また、価格の切り崩しが一部で起こっており、価格の安定維持に危惧する面あり。景気浮揚策として大型の公共投資が望まれる。

■土砂採取 【県内全域】
各単協連名で公共団体及び一般企業に対して骨材の積算価格に実勢価格の迅速な反映を図られるよう陳情した。

■石油製品製造 【富津他】
元売りの原油値下げにより、バイオ燃料との価格差が縮まってきた。

■自動車卸売 【千葉・東京】
現在のところ、融資を受けている4行（地元3行と商工中金）の融資姿勢に変化なし。

■食肉卸売 【千葉他】
飼料高で飼育頭数を減らす等、経営を縮小する酪農家が増えた。

■建築材料卸売 【県内全域】
袋セメントは10月より値上げ実施し、建材店向けはほぼ浸透した。然しセメントは最終的にはセネコンしか売先が無いため、営業姿勢としては縮こまっている。コストはオイルショック時点以上に高騰しているため、来春にはもう一段の大幅値上げを余儀なくされるはずだが、需要が極端に減少し、回復のメドが立たないために価格転嫁は至難。合理化・統廃合が避けられない。

■自動車解体 【県内全域】
金属スクラップの急激な暴落により各社かなりの損失を被っている。

■自動車一般整備 【県内全域】
廃業1社、2社脱退希望がある。景況は相変わらず厳しい。鉄ス

■一般廃棄物処理 【千葉】
有価物の価格が下がってきたので売上高は増加したものの、収益状況は前月と変わらないか若しくは少し悪化したように思う。

■学習塾 【県内全域】
10月に千葉市内において公立高校の入試説明会を行なった。35校の学校と1500名の父兄・生徒が参加し大盛況であった。

■土木建築サービス 【県内全域】
景気減速が、公共事業にも影響を及ぼす可能性がでてきた。事業量の減少が、低価格入札を増加させている。

■ソフトウェア 【県内全域】
景況は悪化している。

■貨物運送 【野田】
景気の後退が叫ばれているが、今のところ輸送量にかけりは見られないが、年末に向けた需要低下の懸念は大いにあると思われる。

■輸出 【県内全域】
円高、アメリカの景気等に左右され、空港店舗での外人の買い渋り等で、売上の減少により景況の悪化がみられる。

世界恐慌の影響で資金提供者が激減している。当組合は国内金融

お知らせ

原材料価格高騰対応等 緊急保証制度

「安心実現のための緊急総合対策」において決定された新しい保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」が10月31日から実施された。

本制度は、原油に加え原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、現行制度の抜本的な拡充・見直しを行ったものです。原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている545業種の中小企業者(全国の中小・小規模企業者の3分の2をカバー)を対象として、民間金融機関からの融資を受ける際には信用保証協会が保証するものです。

また、既に資金繰り相談に応じるため、全国約900カ所に緊急相談窓口を設置するとともに、政策金融機関でセーフティネット貸付の拡充を行っています。

緊急保証制度では、原材料価格高騰の影響を受ける食品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業など、仕入価格高騰の影響を受

ける飲食店、卸売業、小売業などが新たに対象業種となりました。

対象業種の中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

◎詳細は現在取引のある金融機関にお問い合わせください。

株券電子化の準備はお済みですか

上場会社の「株式電子化」は平成21年1月5日に実施されます。

▽株券は本人名義になっていきますか▽証券会社を通じて「ほふり」へ預託していますか▽株主の権利を失う可能性もあります▽手続き未済の方はお急ぎください。

◎お問い合わせ先▽日本証券業協会
証券決済制度改革推進センター
TEL03-3667-4500

工業統計調査にご協力を

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に工業の実態を明らかにすることを目的として、毎年12月31日現在で工業統計調査を

実施しています。

調査結果は、経済動向を把握するための重要な資料として広く活用されており、

本調査は、県、市区町村を通じて実施しますが、今年も調査員が「調査員証」を携行して伺いしますので、ご協力をお願いします。

◎お問い合わせ先▽千葉県統計課
TEL043-2233-2226

中央会は県内唯一の 連携組織支援専門機関です

中小企業団体中央会は47都道府県団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会とがあり、主に①組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡②組合等の監査③組合等に関する調査及び研究④その他組合等及び中小企業の健全な発達を図るための事業等を行っている、中小企業連携組織を専門に指導・支援する団体です。組合や中小企業経営のことなら何でもご相談ください。

【中央会の主な事業】

□設立指導

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合

といった各種中小企業組合の他に、LLPや中間法人をはじめとする

連携組織の設立に関する事務手続き等について指導・支援しております。

□運営指導

組合等の管理、運営、会計・税務、金融、労働、環境、情報等の問題

について指導と相談に応じています。また、組合に限らず会員企業の経営上のご相談にも対応しております。

□教育・情報事業

中小企業問題や経済情勢などについての講習会、研究会等を随時開催しています。また、労働事情実態調査や景況調査等の各種調査を行っております。さらに機関誌「中小企業ちば」やHPによって、連携組織の皆様にお役にたつ情報をタイムリーに提供しております。

□共済事業

千葉県中小企業団体中央会では、①三井生命保険(株)(特定退職金共済、個人年金共済、総合保障共済、オーナーズプラン)②三井住友海上火災保険(株)(団体自動車保険、団体傷害保険、労災保険)との提携共済制度や③中小企業基盤整備機構(経営セーフティ共

済)の共済制度も扱っております。

□建議・陳情

中小企業者や組合等の自助努力だけでは解決困難な課題については、国や県の施策に反映させるために関係先へ建議及び陳情を行なうて要望の実現にむけた活動を展開しております。

【千葉県中小企業団体中央会】

◎電話がダイヤル・インになりました

□総務部

TEL043-306-3281

□連携支援部

▽経営支援グループ

TEL043-306-3282

▽工業支援グループ

TEL043-242-3277

▽商業支援グループ

TEL043-306-3284

□指導相談室

TEL043-306-3285

▽松戸支所

TEL047-368-3092

中央会の第二回理事会並びに
役員の新春賀詞交換会のご案内

日時 1月16日(金)午後3時
場所 ホテルポートプラザちば